第二節～第四節　（略）

第六章　（略）

第七章　航空運送事業等

第一節　航空運送事業

（事業の許可）

第二百十条　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　危害行為防止措置の内容

八～十　（略）

2・3　（略）

第二百二十条の二　（略）

2　（略）

3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第二百十条第一項第七号に掲げる事項のうち危害行為防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

三～六　（略）

4　（略）

第二節　航空機使用事業

（事業の許可）

第二百二十七条　法第百二十三条第二項において準用する法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　危害行為防止措置の内容

六・七　（略）

2　（略）

（事業計画の変更）

第二百二十八条　（略）

2　法第百二十四条において準用する法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前条第一項第五号に掲げる事項のうち危害行為防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

三　（略）

第八章　外国航空機

（外国人国際航空運送事業の許可申請）

第二百三十二条　法第百二十九条第一項の許可を受けようとする者は、その運航開始予定期日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）

第二節～第四節　（略）

第六章　（略）

第七章　航空運送事業等

第一節　航空運送事業

（事業の許可）

第二百十条　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～六　（略）

七　航空機強取等防止措置の内容

八～十　（略）

2・3　（略）

第二百二十条の二　（略）

2　（略）

3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　第二百十条第一項第七号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

三～六　（略）

4　（略）

第二節　航空機使用事業

（事業の許可）

第二百二十七条　法第百二十三条第二項において準用する法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

五　航空機強取等防止措置の内容

六・七　（略）

2　（略）

（事業計画の変更）

第二百二十八条　（略）

2　法第百二十四条において準用する法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　前条第一項第五号に掲げる事項のうち航空機強取等防止措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

三　（略）

第八章　外国航空機

（外国人国際航空運送事業の許可申請）

第二百三十二条　法第百二十九条第一項の許可を受けようとする者は、その運航開始予定期日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～六　（略）